



健康・福祉



おもいやり駐車スペース適
 正利用のお願い

「おもいやり駐車スペース」は、障害者や難病患者、妊産婦など、外出時に配慮が必要な方が利用するための駐車区画です。必要とする方のために、適正な利用にご理解とご協力をお願いします。おもいやり駐車スペースをご利用される方は、利用証を外部から見える場所にご提示ください。

TEL 0287(623)3103
 問 県保健福祉課



「こども発達支援センター
 なすの園」の民営化移譲先
 法人が決定しました

● 移譲先：法人名・社会福祉法人エルム福祉会

代表者 理事長 青柳秋男
 ● 所在地：大田原市中田原381-1

● 応募法人：2法人
 ● 審査：こども発達支援センター
 なすの園民営化移譲先法人選考委員会による審査

● 選定方法：1次審査(書類選考)、2次審査(ヒアリング)

● 問 那須地区広域行政事務組合 事業課事務係

TEL 0287(65)3611
<http://www.nasukouki.or.jp/>

税



家屋を新築・増築・取り壊した時には

家屋を新築・増築・取り壊した時には、現地調査を行いますので、工事完了後にご連絡いただきますとその後の流れがスムーズです。

● 新築・増築の場合は、担当職員が各戸を訪問し、調査依頼通知をお渡ししています。不在の場合は、通知を置いておきますので、ご都合のよい日時を税務課資産税家屋係まで

ご連絡ください。

● 家屋を取り壊したときは、次年度から取り壊した家屋は課税されませんので、ご連絡ください。

● 登記されていない家屋を売買された方や相続などされた方は「未登記家屋の所有者変更届」を税務課資産税家屋係までご提出ください。

■ 課税する家屋について

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。

住宅や店舗等の建物はもちろんのこと、物置や車庫なども3面以上の外壁があり土地への定着性(基礎など)、外気分断性(屋根や外壁など)、用途性(使用目的による)の要件を満たせば課税の対象となります。

たとえば、ホームセンターなどで購入した物置なども基礎の構造によっては課税対象となりますので、設置する際、判断に迷う場合は事前にお問い合わせください。

問 税務課 B1階
 TEL (23) 8864

農業用軽油免税証の交付申請受付

平成30年分農業用軽油免税証の交付申請受付を次のとおり行います。

	使用者証	印鑑	報告書	納品書	耕作証明書	農作業受委託証明書	カタログ	交付手数料
継続	○	○	○	○			○※2	
更新	○	○	○	○		○※1	○※2	420円
紛失		○	○	○	○	○※1	○※2	420円
新規		○			○		○	420円

※1 受委託契約により交付を受けている方のみ。 ※2 機械に変更があった場合のみ。

新規申請、使用者証を紛失、耕作面積変更等により交付数量の変更を希望される方は、事前に農業委員会で耕作証明書の交付を受け持参してください。(更新時の耕作証明書の添付は不要です。)

軽油免税証の交付を3年以上申請していない方は、新規扱いとなります。

■ 申請受付日程(※いずれの日も午前11時30分～午後1時は受け付けできません。)

期日	受付時間	会場
平成30年1月25日(木)	①午前9時30分～11時30分 ②午後1時～3時	J A なすの大田原支店 (浅香 1-2-32)
1月26日(金)		
1月29日(月)		
1月30日(火)		
1月31日(水)		
2月1日(木)		
2月2日(金)		

平成30年度は固定資産税の
評価替えの年です

● 評価替えとは

土地、家屋、償却資産(業務用の機械、備品など)から算出された固定資産税を、3年ごとに見直す制度を「評価替え」といいます。本来なら毎年評価替えを行い「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平に資することになります。膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは実務的に不可能であることから、原則として3年ごとに評価額を見直しています。

● 土地の評価替え

土地の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法によって評価します。

- ① 地目：固定資産税の評価上の地目は、田・畑・宅地・池沼・山林・原野・鉱泉地・牧場・雑種地をいいます。これは登記上の地目にかかわらずなく、その年の1月1日(賦課期日)の現況の地目で評価します。
- ② 地積(面積)：原則として登

記簿に記載されている地積になります。

- ③ 価格(評価額)：評価は、売買実例価額を基とした正常売買価格を基礎として求めます。

● 家屋の評価替え

平成30年1月1日までに建築された家屋の再建築価格(評価時に、同じ家を建てたとしたら建築費はいくらになるのか)を求め、これに「建築物価の変動割合」と「経年減点補正率」を反映して、評価額を見直します。

① 建築物価の変動割合：建築物価の変動割合とは、平成27年度と平成30年度の建築物価の変動を比べた指数です。

② 経年減点補正率：家屋は古くなるため、その経過年数

を評価額に反映させます。それが経年減点補正率で、評価替えのたびに数値は低くなります。ただし、家屋が存在する限りは使用価値があるため、最低数値0.2になつた後は据え置かれます。最低数値になるまでの期間は、一般的な木造住宅では約25年、軽量鉄骨造の住宅では約30年です。

評価額は増改築、取り壊し

などが無い限り、平成30年度から平成32年度までの3年間は据え置かれます。

問 税務課 B1階

資産税土地係

TEL (23) 8726

資産税家屋係

TEL (23) 8864

固定資産税償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が事業のために所有している事業用資産をいいます。

償却資産をお持ちの方は、平成30年1月1日現在の資産の状況について、1月31日(水)までに申告書を提出してください。

- 申告対象となる主な償却資産
- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)
- ② 機械及び装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など)
- ③ 車両及び運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
- ④ 工具、器具、備品(パソコン、

医療機器、測定工具、机、イスなど)

● 申告対象外となる償却資産

- ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる小額償却資産)
- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問 税務課 B1階

TEL (23) 8864



大田原市火葬場
収骨方法が変わります

現在、大田原市火葬場では、火葬後の遺骨を火葬炉から取り出した台車のまま収骨室に移動し、その台車から直接収骨していただいております。その際、火葬後の台車は高温のため、火傷や衣服を焦がさないよう注意をお願いしておりました。

平成30年1月4日(木)からは、ご利用いただく方の安全を考慮し、火葬後の遺骨を収骨専用の台に移した後、その台から収骨する方法に変えます。

なお、従来どおりの収骨方法を希望される場合には、火葬場職員に『火葬場使用許可書』を提出する際、その旨お申し出ください。

問 生活環境課

TEL (23) 8832